

観第221-25号  
令和5年3月13日

日本勤労者山岳連盟会長 様

群馬県知事 山本 一太  
(観光魅力創出課)

### 谷川岳危険地区の登山禁止について

谷川岳の遭難防止対策については、平素より格別の御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

谷川岳は融雪期に入り、今後気温の上昇に伴い大規模な雪崩の発生が予想されることから、登山することが著しく危険であると認められます。このため、群馬県谷川岳遭難防止条例第7条の規定に基づき、下記のとおり危険地区での登山を禁止することといたしました。

また、危険地区を除く一般コースについては、禁止期間中でも登山は可能ですが、登山にあたっては、事前に気象情報を確認するなど、十分な計画を立て、決して安易な行動はとらないよう、注意してください。

以上につきまして、関係各位への周知に御協力をお願い申し上げます。

### 記

1 登山禁止地区  
危険地区全域

2 登山禁止期間  
令和5年3月22日(水)から4月30日(日)まで(40日間)

3 問い合わせ先

(1) 群馬県観光魅力創出課観光政策係

住所：群馬県前橋市大手町1-1-1

電話：027-226-3381

(2) 群馬県谷川岳登山指導センター

住所：群馬県利根郡みなかみ町湯桧曾

電話：0278-72-3688 (FAX兼用)

4 参考(過去の登山禁止期間)

・令和3年度(昨年度) 令和4年3月22日(火)～4月28日(金)

・令和2年度(一昨年度) 令和3年3月20日(土)～4月30日(金)

担当 観光政策係 宮本

TEL 027-226-3381

FAX 027-223-1197

E-mail miyamoto-haruka@pref.gunma.lg.jp

